

## 公告（近江八幡市立総合医療センター）

近江八幡市立総合医療センター総合医療情報システム更新に関するコンサルティング業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うので、次のとおり公告する。

2019（平成31）年 1月29日

近江八幡市立総合医療センター  
近江八幡市病院事業管理者  
院長 宮下 浩明

### 近江八幡市立総合医療センター総合医療情報システム更新に関するコンサルティング業務 公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 趣旨・目的

近江八幡市立総合医療センターにおいて現在稼働中の総合医療情報システムは、2014（平成26）年1月にシステムを新規稼働して以来、まもなく5年が経過する。

現システムでは、IT技術・ネットワーク技術の高度化による陳腐化、無線ネットワークの利用が基幹システムに限定されていることが原因の非効率な状況、またハードウェアの保守対応が出来なくなる等により病院運営に影響を与えかねない状況が予想される。

よって、信頼される医療、安全性が保障された質の高い医療、病院経営の効率化を行うためにも現システムのほぼ全体を更新し2021年1月を目途に稼働を開始する予定である。

その一方で、ソフトウェア・ハードウェア双方を一度に更新した際に生じる多大な費用が病院経営を圧迫している現状から、次期システム更新では医療情報安全管理に関するガイドライン等で対応が必要となるものや、ネットワークの監視等の医療情報の安全確保のためのものは優先するが、費用を可能な限り圧縮する必要がある。

そのために、次期総合医療情報システム更新に向けた基本計画、開発の要求仕様についてのコンサルティング業務を委託する業者を近江八幡市競争参加資格者に限らず幅広く募集するため公募型プロポーザル方式を採用し、業者選定を行う。

#### 2. 公募の概要

公募概要は、次のとおり。

- (1) 委託業務名 近江八幡市立総合医療センター総合医療情報システム更新に関するコンサルティング業務
- (2) 見積限度額 22,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 業務内容 別紙「近江八幡市立総合医療センター総合医療情報システム更新に関するコンサルティング業務委託仕様書」のとおり。
- (4) 委託期間 2019年 4月 1日（予定）から2020年 3月31日まで。
- (5) 契約 本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (6) その他 2020年 4月 1日から平成2021年 3月31日まで、別契約にて「システム更新業者進捗監理・システム更新後の評価」の委託業務（選定方法等未定）を予定しているが、更新内容や導入形態により発注しない場合もある。

### 3. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者が、応募できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (3) 自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (4) 当該募集要項公表日及びプレゼンテーション実施日において、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと
- (5) 当院で現在運用中のシステムの業者や次期更新で採用することになるシステムの業者との間に、資本的関係や人事的関係がないこと。
- (6) 直接雇用している者を主任技術者として配置できること。
- (7) 証明日現在において全ての税の滞納がないこと。
- (8) 400床以上の病院において、医療情報システムから医療情報システムへの新旧更新に関するコンサルティング業務の受託実績があること。
- (9) 仮想化技術など、システム技術や仕組みに精通した担当者を配置出来ること。

### 4. 公募から契約履行までの日程

- |                      |       |            |       |
|----------------------|-------|------------|-------|
| (1) 募集開始・仕様書等の配布（公開） | 2019年 | 1月29日（火）   |       |
| (2) 説明会の開催           | 2019年 | 2月5日（火）    | 10時   |
| (3) 質疑受付             | 2019年 | 2月6日（水）    | 正午締切  |
| (4) 質疑回答（予定）         | 2019年 | 2月12日（火）   |       |
| (5) 公募参加意向の申請        | 2019年 | 2月18日（月）   | 正午締切  |
| (6) 参加資格確認結果通知       | 2019年 | 2月20日（水）   |       |
| (7) 企画提案書提出〆切        | 2019年 | 2月28日（木）   | 10時必着 |
| (8) 企画提案順番抽選会開催      | 2019年 | 2月28日（木）   | 11時   |
| (9) プレゼンテーション実施日     | 2019年 | 3月5日（火）    | 午後    |
| (10) 結果通知（予定）        | 2019年 | 3月13日（水）   |       |
| (11) 契約締結（予定）        | 2019年 | 3月20日（水）   |       |
| (12) 契約工期（予定）        | 2019年 | 4月1日～2020年 | 3月31日 |

## 5. 募集における応募、審査等の手順

### (1) 仕様書等の入手

仕様書等関係書類及び様式は、近江八幡市立総合医療センターのホームページにて配布するので、入手すること。 <http://www.kenkou1.com/>

### (2) 説明会の開催

- ① 日時：2019年 2月 5日（火）午前10時から
- ② 場所：当院 第1会議室
- ③ 申込
  - a 受付期限 2019年 2月 4日（月）正午まで
  - b 提出方法 説明会参加申込書（提出様式3）に記入の上、「7. 問い合わせ先」のE-mailにより提出すること。
  - c メールタイトルを「システム更新プロポ説明会参加申込書（会社名）」とし、「7. 問い合わせ先」へ電話で受信の確認を行うこと。ただし、土日については月曜日に確認を行うこと。
- ④ その他  
説明会への出欠が当該プロポーザルへの参加に影響することはない。

### (3) 募集要項・仕様書に対する質疑応答の実施

本業務に応募しようとする応募者は、本募集要項、仕様書に記載している内容に対する質問を行うことができる。質問書様式は必要に応じて項目を追加することができる。

- ① 質疑の受付
  - a 受付期限 2019年 2月 6日（水）正午まで
  - b 提出方法 質問書（提出様式4）に記入の上、「7. 問い合わせ先」のE-mailにより提出すること。
  - c メールタイトルを「システム更新プロポ質問書（会社名）」とし、「7. 問い合わせ先」へ電話で受信の確認を行うこと。ただし、土日については月曜日に確認を行うこと。
- ② 質疑の回答
  - a 回答日 2019年 2月12日（火）（予定）
  - b 回答方法 近江八幡市立総合医療センターのホームページに掲載する。  
<http://www.kenkou1.com/>

### (4) 参加意向申出書の提出

参加希望者は、次のとおり提出すること。

- ① 提出書類
  - a プロポーザル参加意向申出書（提出様式1）
  - b 会社案内及び会社概要（組織においては、体制等がわかる資料（様式任意）  
本社所在地、支店・営業所所在地、設立年月日、資本金、  
及び設置年月日、従業員数、関連会社、業務内容などが記載されたもの

c 受託実績一覧（提出様式2）

400床以上の病院において、同種業務の受託実績（病院名及び、所在地） ※現在、実施中の業務も記載すること。

d 納税証明書（写）（発行官公署の様式）

（ア）下表で該当するものを提出すること。

個人	市内に本店・支店・営業所等がある者	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
	上記以外	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの
法人	市内に本店・支店・営業所等がある者	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
	上記以外	I 「国税に未納がないこと」を証するもの。 II 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

（イ）申請時の3箇月前の日以降に発行された証明書であること。

（ウ）国税の納税証明については、以下の項目について未納がないことを証明できるものを提出すること。

法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」（その3の3）

個人の場合：「申告所得税」「消費税及び地方消費税」（その3の2）

（エ）都道府県税について、委任先の事業所にて登録する場合は委任先事業所の所在する都道府県発行の納税証明書を提出すること。

納税証明書の証明事項は「都道府県税に未納（滞納）がないこと」とする。

都道府県により名称等が異なるので所管の都道府県税事務所等に問い合わせること。なお、「都道府県税に未納（滞納）がないこと」を証明する納税証明書が発行されない都道府県については、直近の2年度分の「法人県（都道府）税」「法人事業税」の納税証明書の提出で可とする。

（オ）近江八幡市税については、収納・債権対策課にて証明を受けること。

e 登記簿謄本

発行日が2019年 1月 1日以降の原本又は写しを提出

f 印鑑証明書

発行日が2019年 1月 1日以降の原本又は写しを提出

② 提出期限 2019年 2月18日（月）正午まで

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）  
郵送の場合、提出期限までに必着のこと。

④ 提出場所 下記「7. 問い合わせ先」

⑤ 参加資格確認結果通知 2019年 2月20日（水）までに通知する。

(5) 参加辞退

参加意向申出書等の提出後に参加手続きを辞退する場合は、辞退届（任意様式）を上記（4）の④まで持参又は郵送にて提出すること。

(6) 企画提案書の提出

企画提案書等の作成については本実施要領、及び「近江八幡市立総合医療センター総合医療情報システム更新に関するコンサルティング業務プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて作成すること。

(7) プレゼンテーション、及び審査

プレゼンテーションは、評価の公平性を保つため匿名で行うので会社名等の表示及び提案者が特定できる表現は行わないこと。また、後日、内容に虚偽・過大があったと判断した場合は失格とする。

審査は別途定める「近江八幡市立総合医療センター総合医療情報システム更新に関するコンサルティング業務プロポーザル審査要領」に基づき実施し、最も優れた事業者を選定する。なお、審査結果についての異議は認めないものとする。

(8) 契約

最優秀提案者と業務委託に関する詳細協議のうえ、当医療センターが定める予定価格以内で、随意契約を行うものとする。なお、協議が整わず契約見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

## 6. 留意事項

- (1) 応募書類等の提出、プレゼンテーションの出席その他応募に関する経費については、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類は返却しない。
- (3) 無効となるプロポーザル
  - ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合
  - ・ 著しく信義に反する行為を起こした場合
  - ・ 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
  - ・ 選定委員会委員と不正な接触をするなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ・ 公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
  - ・ その他、要領に違反した場合
- (4) プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。
- (5) プロポーザルに関する一連の資料は、近江八幡市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合がある。

- (6) 技術提案書の著作権は、それぞれの制作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された技術提案書の著作権は近江八幡市立総合医療センターに帰属するものとする。
- (7) 今後想定される一連の委託業務に際しては、提案書中に記載された担当者については変更を認めない。ただし、変更の理由および変更予定者について、当院がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

## 7. 問い合わせ先

近江八幡市立総合医療センター

担当 情報管理課 森脇、吉村

〒523-0082 滋賀県近江八幡市土田町1379

E-mail:tani@kenkou1.com 及び 030212@city.omihachiman.lg.jp

TEL 0748-33-3151